満三歳以上限定小規模保育事業に係るＱＡ【第二版（令和７年 10 月 27 日時点）】

※このＱＡにおける略称の定義は次のとおりである。

・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号）…改正法

・改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）…新子ども・子育て支援法

・新子ども・子育て支援法第７条第７項に規定する満三歳以上限定小規模保育…満三歳以上限定小規模保育

・「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う留意事項について」（令和７年９月 29 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）…９月 29 日付け事務連絡

・「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における満三歳以上限定小規模保育事業についての代用計画等について」（令和７年 10 月 15 日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）…10 月 15 日付け事務連絡

番号	質問	回答
市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について		
1	市町村子ども・子育て支援事業計画において、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を個別に定めず、子ども・子育て支援法第 19 条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る必要利用定員総数に含めることとする取扱いは可能か。	新子ども・子育て支援法第 61 条第２項第１号においては、特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とは別に、特定地域型保育事業所に係る同条第２号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数を掲げていることから、９月 29 日付け事務連絡においてお示ししたとおり、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を個別に定めていただく必要があるものと考えます。 ただし、当分の間、各市町村の判断により、既に市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育の量の見込みに満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を含めることとし、教育・保育の量の見込みに係る部分について、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更を不要とすることも差し支えありません。
2	例えば、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数が第三期の期間のうち令和８年度から令和 11 年度までの間において零であ	新子ども・子育て支援法第 61 条第２項第１号において、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を定めることと

	った場合には、子ども・子育て支援法第 19 条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る必要利用定員総数に、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を追加する必要が無くなり、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更は不要となるか。	しているため、９月 29 日付け事務連絡においてお示ししたとおり、仮に当該必要利用定員総数が零である場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画において、当該必要利用定員総数を零と定めていただく必要があるものと考えます。 ただし、当分の間、各市町村の判断により、既に市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育の量の見込みに満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数（零）を含めることとし、教育・保育の量の見込みに係る部分について、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更を不要とすることも差し支えありません。
３	市町村子ども・子育て支援事業計画において、満三歳以上限定小規模保育の創設によっても子ども・子育て支援法第 19 条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る必要利用定員総数が変化しない場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更は不要として良いか。	不要として差し支えありません。
４	こども家庭庁において、満三歳以上限定小規模保育に係る代用計画の様式を示す予定はあるか。	代用計画に関する事項等については、10 月 15 日付け事務連絡においてお示ししているところですが、更に様式をお示しする予定はございません。